

自分がかわる 子どもがかわる **先生のための**

福祉教育 ガイド

VOL.2
実践編



社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会

<http://www.shigashakyo.jp/>

このパンフレットは上記 URL からダウンロードできます



このガイドは共同募金配分金を活用して作成しています

《はじめに》

平成 18 年 12 月に「教育基本法」が改正され、第 10 条では「家庭教育」、第 13 条では「学校、家庭及び地域住民の相互の連携協力」がそれぞれ明文化され、今後は、家庭教育や地域教育との協同実践がますます重要であることが示されました。

滋賀県社会福祉協議会では、福祉教育に携わっている先生方を対象に、福祉教育の基本的な視点や留意点を正しく理解していただくために、平成 19 年 3 月に「先生のための福祉教育ガイド」を発行しました。

今回、実践場面でより活用いただけるように、基本的な視点に加え、社会福祉協議会が協同して取り組んでいる福祉教育実践事例も紹介した「先生のための福祉教育ガイド VOL.2」を作成しました。

今まで先生方が取り組んでこられた福祉教育実践の経験を財産にし、もう一度、福祉教育への取り組み方を、社会福祉協議会と一緒に考え、創造していきましょう。

《目次》

▶ 基本的な視点

- (1) なぜ今、福祉教育（人権教育）が必要なのでしょうか？ …………… 3
- (2) 福祉教育（人権教育）の理念は、特別支援教育の理念にも共通します …………… 3
- (3) 福祉教育（人権教育）はどのような方法で行えばよいでしょうか …………… 4
- (4) 福祉教育は自己の生きる力を考えることができる教育です …………… 5

▶ 実践事例

- (1) 高島市社会福祉協議会 …………… 6
- (2) 甲賀市立水口小学校 …………… 11
- (3) 東近江市立能登川東小学校 …………… 17

▶ 社会福祉協議会との協働の進め方

- (1) 困ったときは、社会福祉協議会にご相談ください …………… 20

▶ 福祉教育を豊かにするためのヒント集

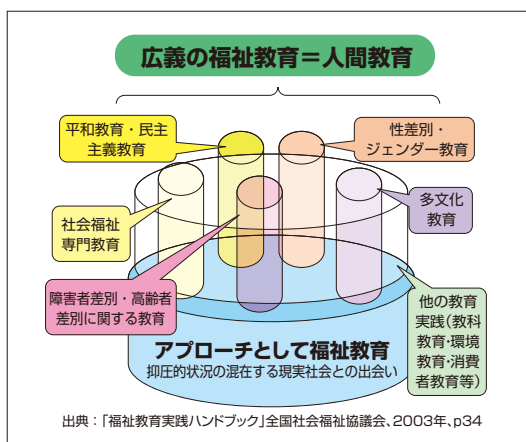
- (1) 先生のための「福祉教育自己点検表」…………… 22
- (2) 社協職員のための「福祉教育自己点検表」…………… 23

I. なぜ今、福祉教育（人権教育）が必要なのでしょう

子どもたちには、「知識教育」と「人間教育」の二つの教育が必要です

子どもたちにとって必要な教育は、子どもたち個々の学力を向上させるための「知識教育」と、子どもたち一人ひとりが、自分自身が存在することに価値をみだし、自分自身が価値ある存在であること（自尊感情）を自ら学ぶ「人間教育」の二つがあります。この「知識教育」と「人間教育」は、子どもたちにとっては必要不可欠な、共存すべき重要な教育課題であるといえます。決して、学校教育において二者選択で考えるべきものではありません。どちらの教育も、「人間教育」を行うことが、福祉教育（人権教育）の目的です。

「教育」と「福祉」は、共通する基本理念を持っています



教育と社会福祉は、「人間の尊厳」「相手の立場に立って考える心や、共に生きる力を育む」といった基本理念では共通しています。ですから、福祉教育と人権教育等は深いつながりがあります。

人権教育、平和教育、環境教育…入り口や素材は異なっても、ひろく「福祉」を学ぶことは、「人を大切にする」、「命を大切にする」ことを学びます。このような学びは、いじめのないクラス運営、子どもたちが豊かに学ぶことのできる学校運営全体にもつながりながら展開されていくものであると確信します。

II. 福祉教育（人権教育）の理念は、特別支援教育の理念にも共通します

福祉教育（人権教育）は、「共に学び、共に生きる」社会の創造をめざします

2000年に世界国際保健機構から出された「ICF（国際生活機能分類 国際障害分類改定版）」は、「障害」を人間と環境の相互作用の中でとらえた点が最も大きな特徴です。個人を取り巻く生活環境や生活を援助するサービスが十分に整備されていれば、機能的な障害があっても個人活動や社会参加ができるという考え方です。つまり、共に学び共に生きる環境を整えば、障害がある人の活動や社会参加が広がっていくことを意味しています。

福祉教育（人権教育）は、特別支援教育の理念にも共通します

従来の「障害児教育」は「個人（障害児）」のための個人への教育という発想にとどまりがちでした。平成19年度より開始された特別支援教育は、従来の障害児教育の対象に加え、学級に6%いると言われるADHDやLDの子どもやさまざまな課題を抱える子どもたちも対象としています。このような特別な支援を必要とする子どもたちを、クラスや学校全体の中での「*光」に位置づけ、「共に学び、共に生きる」意味を考え実践していくのが、特別支援教育の重要な目的です。このような理念は、前述した福祉教育の基本理念とも共通します。

※ 糸賀一雄「この子らを世の光に」

Ⅲ. 福祉教育（人権教育）はどのような方法で行えばよいでしょうか

■福祉教育（人権教育）は、幅広い福祉観の形成をめざします

- 社会福祉とは、障害のある方や高齢者の方々のためものではありません。社会福祉は、すべての人々が、毎日の生活の中で幸せを感じられる社会をめざします。社会福祉の法的根拠は、憲法第25条「生存権保障」と、憲法第13条「幸福追求権」です。

すべての人々が、かけがえのない命をもった大切な人間として尊重される社会をめざす、ノーマライゼーション理念が、社会福祉の最も大切な基本理念といえます。

ですから、福祉教育は、疑似体験、手話・点字学習、施設訪問ではありません。

ふくしとは、『ふだんの ぐらしの しあわせ』を実現させる営みです

- 「社会福祉＝公助（social welfare、生存権保障）」と考えている人が多くいます。しかし、本来の社会福祉は、もっと幅広く、すべての人々が関わるものです。これからの社会福祉は、「公助」を基盤にした「自助」と「共助」の総体が重要です。ですから、幅広い福祉観を啓発していくことも、福祉教育（人権教育）の目的といえます。

自助：当事者や住民同士がお互いに協力し、支え合って自分たちの暮らしを豊かにする
共助：公助だけでは対応できない生活課題に対し、自助活動を支援し、協力するボランティア精神
公助：行政・自治体が責任をもってセーフティネットを構築する

■福祉教育は、学校教育と家庭教育・地域教育との連携協同をめざします

- 学校においては不登校や深刻ないじめ等が大きな社会的問題となっています。

これらは、単に学校教育のみの問題ではありません。家庭の養育機能や地域コミュニティ機能の低下とも大きく関わっています。だからこそ、学校と家庭と地域が協同して子ども達の教育に関わっていくことが必要不可欠です。言い換えれば、学校教育が、「地域の教育力」や「地域の福祉力」をどのように活用していくかが重要な課題であるといえます。

このような考え方に基づき、改正された教育基本法でも、学校教育と家庭教育・地域教育との協同が重視されています。

- 福祉教育を進めるにあたって、先生方が社会福祉のことをすべて理解する必要はありません。学校と社会福祉関係者（専門）が、それぞれの立場でお互いに「何ができて何ができないか」ということを理解し、個々の専門性や社会的役割の違いを認め合い、それぞれの持ち分を生かすことが重要です。そして、学校と家庭と、社会福祉施設や社会福祉協議会がお互いのできることを一緒に考え、協同してネットワークを構築することで、はじめて「協同参画型福祉教育」が可能となるのだと思います。

このように学校と、地域福祉を推進する専門機関である社会福祉協議会が、お互いの社会資源や持っている力を出し合って、子どもたちのためにという共通認識で実践していくときに、福祉教育（人権教育）がとてすてきな営みになると考えます。



学校と社会福祉協議会がパートナーシップをもつことが重要です

福祉教育は自己の生きる力を考えることができる教育です

福祉教育は体験学習のスタイルを大切にします。

児童・生徒は、体験学習のプロセス（出会いとコミュニケーション）を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるよう、次のような力をつけていきます。

①気づき—なぜかな？と思う力

児童・生徒が、さまざまな人に出会って関わりを持つとき、多くの場合において自分の認識を新たにすること（気づき）があります。

たとえば、障害のある人と関わりよく知ること、自分との違いや同じ部分に気づいたり、人間の心と身体を持つ力について驚いたり感動したりするでしょう。また、障害の有無に関わらず、生活の基本は同じであるということを知るでしょう。湧き出る驚きや感動を胸に秘めていくことこそ児童・生徒の「課題」になるのではないかと思います。

また、その人を含めた周りの人の、あたたかさやひたむきな努力などにふれて、考えることができるようになると思います。

②考える—追い求める力

児童・生徒は、さまざまな体験を通して、気づき、考えることを学びます。相手と相互に理解するためには、「どのように関わっていくか」ということを考えることが重要です。

ここでは、障害の種類・内容(障害特性)や支援(介助)の仕方など一般的な知識と、一人ひとりの相手(個人)にあった関わり方や自分自身をどう理解してもらうかを試行錯誤する過程が大切です。

難しくもあり、楽しさやすばらしい感動を覚える段階でもあります。

③表現する—アピールする力

自ら「課題」意識を持ち、人と人のつながりを大切にしたいと思うと、自らいろいろな「表現」につながるものです。

あるときは、人とつながる具体的な行動(募金活動、地域のボランティア、福祉施設訪問)にあらわれたり、あるときは、ポスターや文章表現で啓発活動を行ったりなどです。それぞれのアピールの仕方や内容は様々だと思います。また、理解や考えの広さ、深さもそれぞれに出てくるでしょう。

④振り返る—続けて振り返る力

何を表現したいのかを考え、人との関わりを持ち続けるかぎり、その時々「気づき」があり、新たな「課題」について考えざるをえません。そんな時に「ちょっと変わった」自分と子どもに気づくかもしれません。

ねらい

従来のパッケージ化された体験重視型の福祉教育から脱却し、生徒の心に残り、継続した地域活動へと発展する学習を行うため、当事者、地域住民のお話やワークを通じて、「誰もが暮らしやすいまち」について考え、学び、それに向けて一人ひとり行動ができるきっかけをつくる。



気づき

障害の有無に関わらず、誰もが手助けを必要とする場合がある。特に生活のしづらい方（要援護者）はどんな人の手助けで助かっていったのか。命はかけがいのないもの。
みんなで考え、行動を起こすと、まちを変える大きな力になる。



考える

自分たちで考えてみる
こういう障害がある人は、こんなところで困るかも知れない。
みんなが思う「生活のしづらい人」はどんな人か。
実際のお話を聞く前段階のイメージは。⇒当事者に会おう前段階の学習



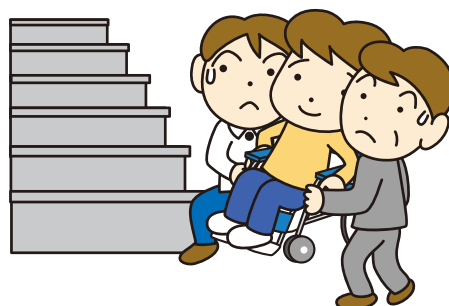
表現する

自分たちでできることを考える。
ボランティアは「してあげる」ではないことを知る。
大人だけでなく、子どもにもできることがあることに気付く。
具体的に行動できることは何かを考え、アクションプランを作成する。



振り返る

アクションプランの実行。車いす、アイマスク体験



高島市社協発 ▶ 「創造的な福祉教育プログラムの提案」

概要

ある小学校から福祉教育（体験）の依頼があり、単に体験をするのではなく、子どもたちの自主性、自発性を引き出せるように、事前学習～体験（できれば校外に出て）～振り返りという流れに、地域のボランティアの方や障害者の方の参加を得て実施してはどうかと提案をした。

そのために最低限必要な時間を6時間（事前学習、体験、振り返りを各2時間）欲しいと伝えるが、4時間が限度という答えであったため、次のプログラムを提案した。

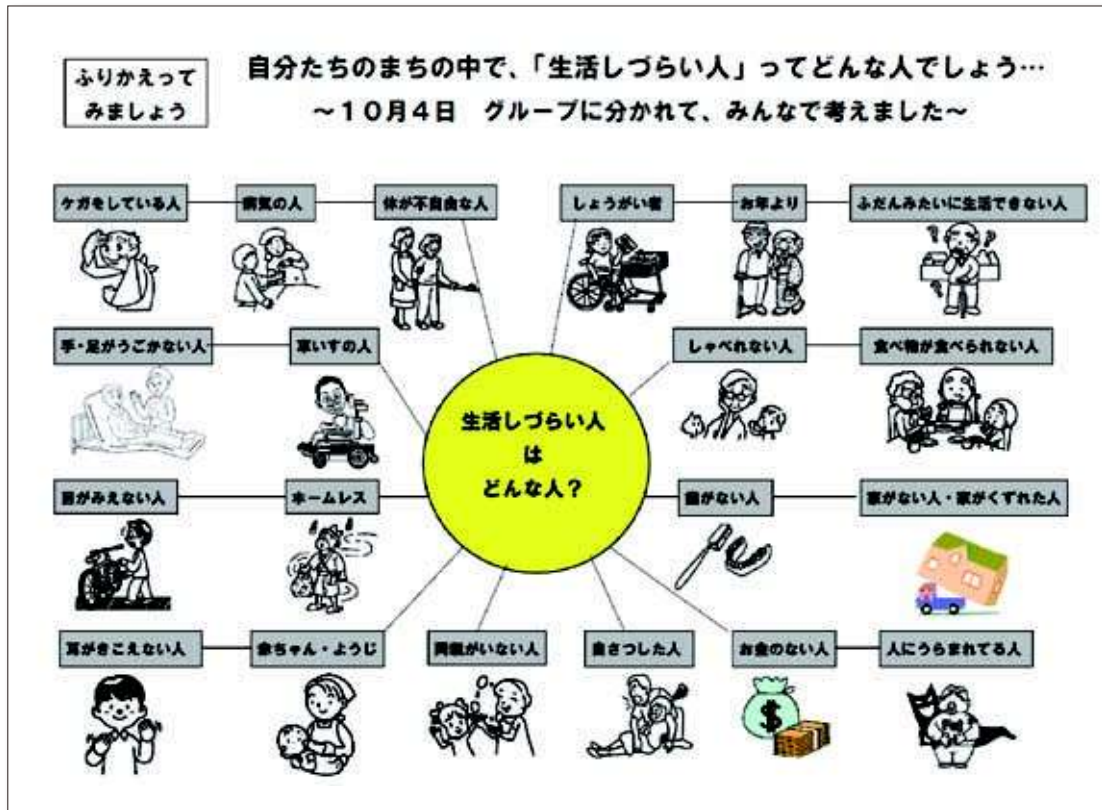
提案内容は、①ボランティアの話、②地域で暮らしぶらい人を考えるワーク、③障害者の方の話、④自分たちができることを考えるアクションプランづくりの4つである。

学校からプログラム提案の了承が得られたら、具体的な日程調整やボランティア、障害者の方と話していただく内容等の打合せを行い、当日までに先生と数回の連絡調整を行った後、プログラム実施の流れとなった。

【プログラム内容（総合学習4時間）】

時間	内容	指導のポイント
1時限目		
5分	<ul style="list-style-type: none"> 先生の話 社協職員の自己紹介 	
5分	<ul style="list-style-type: none"> 社協から、学習の目的の説明 ふだんのくらしのあわせを考える 	<ul style="list-style-type: none"> ふくしとは「ふだんのくらしのあわせ」のこと。 誰もが笑顔で自分の住んでいる地域で日々幸せに暮らしたい。しかし必ずしもそれが叶えられない人がいる。解決するにはどうしたらいいのかをみんなで考える。
30分	<ul style="list-style-type: none"> 市内に暮らす阪神淡路大震災で被災されたボランティアから話を聞く。 ●「元気だから大丈夫」「関係ない」ではなく、何時助けてもらう立場になるか分からない。 ●生活を立て直していくには多くの人の助けあいがあった。 ●命の大切さを学ぶ。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害の有無に関わらず、誰もが手助けを必要とする場合がある。 特に生活のしづらい人（要援護者）はどんな人の手助けで助かっていったのか。命はかけがいのないもの。 みんなで考え、行動を起こすと、まちを変える大きな力になる。
2時限目		
10分	<ul style="list-style-type: none"> アイスブレイク 「みんなちがってみんないい」 ○（マル）3つとー（棒）ひとつを組み合わせて絵を描く。 	<ul style="list-style-type: none"> どれも正解。いろんな思いや考えがあることを理解する。（思い思いの意見ができるように）
30分	<ul style="list-style-type: none"> 6人1組でグループをつくる ワーク「自分たちのまちで生活しづらい人ってどんな人？」 ●自分たちも暮らしの中で困った…不便なことはないか？みんなのふだんのくらしのあわせを実現していくために、生活のしづらさは何かを考えていく。 ①1限目の被災者の話を振り返り、いろんな障害や事情で、日頃から生活しづらい環境にあるのはどんな人と思うか、一人ひとりふせんに書く。（10分） ②①のふせんの意見を共有する。（5分） ③その後、「その人たちはどんなところで困ると思うか」を一人ひとりふせんに書く。（10分） ④③のふせんの意見を共有する。（5分） 	<p>自分たちで考えてみる</p> <ul style="list-style-type: none"> こういう障害がある人は、こんなところで困るかも知れない。 みんなが思う「生活のしづらい人」はどんな人か。実際のお話を聞く前段階のイメージは。 ⇒当事者に出会う前段階の学習
5分	<ul style="list-style-type: none"> ワークの振り返り ●グループで出された意見を振り返り、地域にはいろんな「生活のしづらさ」を抱えている人がいるということを考える。 ●宿題:学習の感想を書いてもらう 	

生活しづらい人はどんな人？という問いかけに対して、「高齢者や障害者」という答え以上に広がらないだろうと思っていたが、こちらが驚くほど、幅広く柔軟な答えを児童から引き出すことができた。むしろ大人のほうが、「対象者」のイメージが「がんじがらめ」になってはいないだろうか。



なぜ、その人たちは「生活しづらい」と思ったのですか？

病気の人は…

- ・おたまりの人は、ふだん自分のしたいことができない。
- ・動きにくくなったから。

体が不自由な人は…

- ・体が動かないから。
- ・もし動いても遅かったりするとなかなかあげられないから。
- ・動きにくくなったから。
- ・あんなに毎日出られないから。

しょうがい者は…

- ・みんなと同じことができないから。
- ・急に動けたり、遅くなったから。
- ・体が動かないから。

お年寄りは…

- ・お尻に力が入らなくなったりできないから。(お尻が硬い)
- ・家が狭くなったから。
- ・手すりを持っていないから、お尻が滑るから。

みんなが思うような理由を、グループに分かれて、考えました。

手が不自由な人は…

- ・おぼんが押れないから。
- ・物がとれないから。

車いすの人は…

- ・おぼんや車いすのタイヤが通らないところが多いから。
- ・トイレなどが行きにくいから。
- ・こぼれたりすると汚れるから。
- ・車いすを上げて歩いたり、車に乗ってもずりこぼれにいけないから。
- ・自分で食べたり歩いたりできないから。
- ・急に動けたり、遅くなったから。

だんごのあわせかた

シャベれない人は…

- ・思ったことがうまく通じにくくなるから。
- ・パイプが通らないところが多いから。

食べ物が食べられない人は…

- ・食べられない人間は生きていけないから。

足が不自由な人は…

- ・おぼんを歩かせたりできないから。
- ・歩けないから。
- ・動きにくいから。
- ・おぼんや車いすのタイヤが通らないから。

ホームレスの人は…

- ・おぼんを歩かせたりおぼんが通らないから。

家がいない人は…

- ・おぼんや子どものおぼんが通らないから。
- ・シャベれないから。

自まつした人は…

- ・おぼんや子どものおぼんが通らないから。
- ・おぼんが通らないから。
- ・おぼんが通らないから。

家がぐずれた人は…

- ・おぼんが通らないから。

目が見えない人は…

- ・おぼんがあるかわからないから。
- ・おぼんが通らないから。
- ・おぼんが通らないから。
- ・おぼんが通らないから。
- ・おぼんが通らないから。

ホームレスの人は…

- ・おぼんを歩かせたりおぼんが通らないから。

赤ちゃん・ようじは…

- ・一人で歩けないから。
- ・おぼんが通らないから。
- ・おぼんが通らないから。
- ・おぼんが通らないから。

家族のいない人は…

- ・おぼんが通らないから。
- ・おぼんが通らないから。
- ・おぼんが通らないから。
- ・おぼんが通らないから。

お金のない人は…

- ・おぼんが通らないから。
- ・おぼんが通らないから。
- ・おぼんが通らないから。
- ・おぼんが通らないから。

時間	内容	指導のポイント
3時限目		
5分	<ul style="list-style-type: none"> 先生の話（導入：勉強の目的、前回の振り返り） 	
30分	<ul style="list-style-type: none"> 当事者からの話を聞く 子どもたちがイメージする生活のしづらい人(障害者等)当事者、ボランティア、地域住民にお越しいただき、それぞれお話していただく。 それぞれ当事者の方からは、みんなに理解してほしいこととお話いただく。 ①視覚障害の方（15分） ②身体障害の方（15分） ※施設利用者 	<ul style="list-style-type: none"> 当事者、ボランティアから学ぶ 地域で暮らしている当事者や支援をされているボランティア等と出会い、話を聞くことで普段の生活を知る。 2回目の学習のイメージとどう変化したか。 <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者=かわいそうではない。 自分たちでできることがたくさんある。不便なところは工夫をしたり、自助具等を使ったりしている。 それでも不便なところもあることをみんなはどうしたらいいか考える。
4時限目		
30分	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアのお話を聞こう ボランティアの皆さんには、ボランティアをはじめきっかけや、現在の活動の内容、活動で障害者や高齢者の皆さんと関わっておられる中の思いなどをお話いただく。 また、福祉教育で、みんなに学んでほしいことやメッセージなどもお話いただく ①障害者支援ボランティア（10分） ②地域ボランティア（10分） ③福祉推進委員（10分） 	<ul style="list-style-type: none"> 自分たちでできることを考える。 ボランティアは「してあげる」ではないことを知る。 大人だけでなく、子どもにもできることがあることに気付く。
10分	<ul style="list-style-type: none"> アクションプラン～みんなで考えよう（当事者・ボランティアも交えて） ①グループに分かれる ②グループに当事者・ボランティア等にそれぞれ入ってもらい、お話し、交流を行う。また、以降の学習支援を行う。 ③グループで「どうやったら生活のしづらさがなくなるだろう」「自分たちにできることは何だろう」と具体的に行動できることは何かを考え、グループで「アクションプランシート」を記入する。 	
5分	<ul style="list-style-type: none"> アクションプラン発表 <ul style="list-style-type: none"> グループで1つアクションプランを発表する。 （例）車いすを使っている人へ 物を取る ・車いすをおす ・歌をうたう いっしょにお出かけをする ・じゃまな物をのける 何かプレゼントをする 障害者以外の人は車いすマークの駐車場に停めない。 	
5分	<ul style="list-style-type: none"> 当事者よりコメント 	

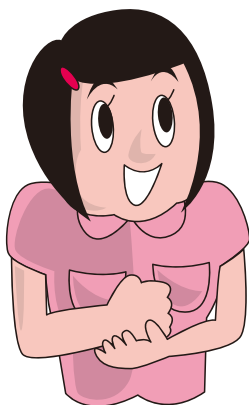
この授業で当初の4時限のプログラムは終了したが、「アクションプランを実行したい」という先生からの申出があり、更に2時限を追加学習として、車いす、アイマスク体験をおこなった。いきなり体験ではなく、当事者やボランティアのお話しを聞き、学びを十分深めた上でおこなった体験という意味で、相手の立場に立った学習プログラムとなった。

学級担任の先生より



障害のある方々とふれあうことで障害者理解が今まで以上に進んだと感じた。また、“行うことによって知る”という視点で体験を取り入れた学習を重視しているため、以前から車いす体験とアイマスク体験を実施していたが、今年度は前段の授業を実施していただいたおかげで、体験して分かったことを障害のある方々の思いや願いと結びつけて捉えることができたように思う。この2点が今回の学習の大きな成果であったと考える。

学習後の子どものコメント



- 障害のある人は、かわいそうなことばかりじゃない。みんなと同じように暮らしているんだな。
- 初めはかわいそうと思っていたけれど、Aさん達はとても明るくて、そうじゃないんだなと思ったら、私も元気が出てきて、うれしくなった。
- 自分が障害者でなければよいと思っていたけど、福祉の勉強をして、自分だけのことを考えていたらだめだと思った。
- 何か困っている人がおられたら、手伝ってあげようと思うようになった。
- お母さんがいないとき、今までお兄ちゃんに任せていたおじいちゃんのご飯の準備を私がした。
- 福祉の学習をしてから、朝学校へ来る途中、相手の名前は分からなくても「おはようございます。」や「こんにちは。」と言うようになった。

【高島市社会福祉協議会より】

高島市社会福祉協議会では福祉教育を推進するにあたり、学校における狭義の福祉教育で留めることなく、地域を「学びのフィールド」とし、地域の生活（福祉）課題に密着した、大人から子どもまで共に学びあえる福祉教育実践へと発展させていくことを目標としている。

そのためには、学校と地域を分断せず、児童・生徒を地域住民として、そして学校を地域資源として捉える視点無くしては、学校内で自己完結する福祉教育からの脱却は成しえないと考えている。社会福祉協議会は、その殻を破り、学校と地域をつなぐコーディネーター役を担うべきと考えている。

児童・生徒が、車いす体験やアイマスク体験を通して、短時間で障害を体験するだけでなく、地域で暮らしづらさを感じている方と出会い、その方々の思いと共に、「誰もが暮らしやすいまち」について考え、それに向けて一人ひとりが気づき、行動をすることを促していくことで、一方的に教えられる「福祉とはこういうもの」という既成概念から、多様な人々が暮らすまちへと子どもたちの視野が大きく広がっていくことを実感している。

ねらい

内容を単に知識として学ぶのではなく、自分の生活の出来事に関わらせて気づき、考えたことを行動にあらわすことをねらいとする。そして、自分のすぐ隣にいる仲間や身の回りの地域の人に心を通わせたり、気にかけてたりする心情に向かうようにする。



気づく

【総合 1 時間】

「ふれ愛フェスタ」に集う人や内容や願いを読み取り、分かったことや、わからないこと、くわしく知りたいことを明らかにできるようにする。

【社会科 1 時間、道徳 1 時間】

ふれ愛フェスタ 2006（水口町）の人や施設の人に視点を向け、福祉を支える人の仕事の一部を具体的に知り、ノーマライゼーションに基づく町について考える。



考える

【社会科 5 時間】

ノーマライゼーションと基本的人権の考え方を比べ同じことが分かり、「生まれながらにして持っている権利」について具体的に考える。全ての人々が「くらしやすいまち」にするためにひとり一人にある権利と義務を調べ、お互いの不断の努力が必要であることを考える。



表現する

【社会科 2 時間、総合 1 時間】

自助具ができるまで経過の中に作る人の工夫や使う人の要望がたくさんあることに気づく。自助具を必要とする人の願いや必要とする人の喜びが作る人の喜びとなる話をもとに考えた事を発表する。

【総合 1 時間】

日本国憲法の基本理念とみんながくらしやすい町づくりの具体的な活動を結び付ける。

自分にできる身近な行動について考えて、発表する。



表現する
振り返る

考えたことを地域で実践できる「場」「ふれ愛フェスタ」への参加

社会科の時間を中心に、他の教科と連携して取り組む

第六学年社会科「わたしたちのくらしと日本国憲法」～甲賀市（水口町）の福祉から考える～

概要

第六学年 社会科で「わたしたちのくらしと日本国憲法」(東京書籍)を教材として扱った。そこでは、民主政治や日本国憲法の基本的な考え方（基本的人権の尊重・国民主権・平和主義）を子どもたちが能動的に学習する。地域の人と直接関わられるような体験的な学習を取り入れることで、単に知識を獲得するのではなく、自分の生活の中の出来事と関わらせて気づき、自ら考えたことを行動にあらわす実践力をつけていくことをねらいとした。

学習を進めるのに甲賀市社会福祉協議会と連携をとった。それは、目的に合わせた人材の発掘や自分の問題として捉えていくためのアイデアを共に考えていくには、必要不可欠だからである。さらに、「学び」を実践に結ぶための「場」を地域の中に創る必要が出てくるからである。

※ここでの実践の流れは、水口小学校山口雅章教諭の指導計画により、2006・2007年度を組み合わせています。

甲賀市社協と連携をとりながらすすめた内容

- ①福祉行事・福祉に携わる人など、地域の人材への連絡・調整の依頼
- ②学習の結果、子どもの意識について検討し、今後の授業内容を変更したり、付け加えたりして効果的な指導ができるように相談し、授業内容を変更
- ③学習したことを学校の中だけで終わらせるのではなく、「学び」を子どもの生活（地域）の中で実行できる「場」を協働して創る

※「場」は、福祉行事である「ふれ愛フェスタ」を意味している。「ふれ愛フェスタ」は甲賀市社会福祉協議会が実行委員会事務局を務めている。(以下「フェスタ」)

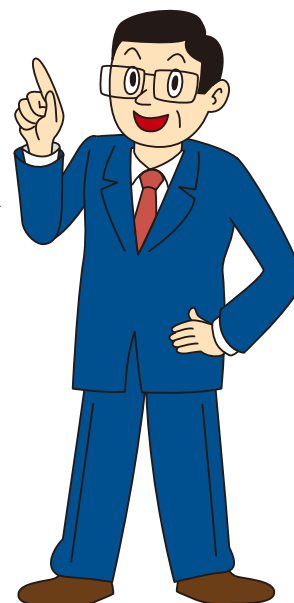
授業者から一言

福祉教育の学習として、一例を示しますが、単にこの単元のみでねらいが達成できるものではないと考えています。

普段から相手を思いやる気持ちや自分が役立つ事の喜び、自分自身の存在が認められ、必要とされることの大切さなど人権的・福祉的な視点をもった取り組みを各教科等の中でも意識し、継続することがねらいにつながるのではないかと考えています。

子どもから本音を聞きだすことがまず第一歩だと考え、私自身が人権的・福祉的な視点を膨らませるために行動し、失敗談や迷い、承認されるうれしさを伝えたり、問題場面において「あなたならどうするか？」の問いかけを行ったりしています。

教師も子どもと共に学び育っていく喜びを実感していきましょう。

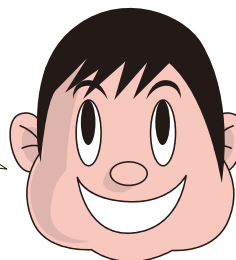


わたしたちのまちの福祉（総合1時間）

0気づく

- 福祉行事「フェスタ」のプログラムからそこで集う人や内容や願いを読み取り、分かったことや、わからないこと、くわしく知りたいことを明らかにできるようにする。
- 社会福祉協議会「フェスタ実行委員会事務局」 フェスタプログラムの提供

- 水口町でこんなことが行われていたとは知りませんでした。
- 赤い羽根の募金が使われている事が分かった。
- 多くの人が関わっているな。
- ステージ発表やコンサート、模擬店があって楽しそう。
- どんな人でも楽しむことができる工夫はどんなことかな。



福祉を支える人々（社会科1時間 道徳1時間）

- ふれ愛フェスタ2006（水口町）の人や施設の人に視点を向け、福祉を支える人の仕事の一部を具体的に知り、ノーマライゼーションにもとづく町について考える。
- 社会福祉協議会「フェスタ実行委員会事務局」 「フェスタ」の内容の説明

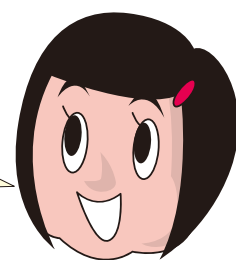
- 手話通訳・要約筆記・ガイドヘルパーの人がいるな。
- みんなが楽しむためにいろんな工夫をしているな。
- みんなで楽しんでいるな。
- 身近な人と工夫していっしょに楽しみたい。
- 「フェスタ」に行ってみてみたいな。

道徳「時田さん的一天」

教材は障害児教育自主教材編集委員会・編「どんどん」による

- 車いすでの生活する人が階段を目の前にしたとき、自分はどのようにするのか、どうしてきたのかを問う。また自分が足を怪我したときのことを話し合うようにした。
- ここでの学習と関連付け、クラスの中でいろいろな点で困っている人にも心を通わせることができるように願って取り上げた。

- どうするかわからない。
- 両足をけがしてしまったとき、みんなで階段を手伝ってくれてうれしかった。
- おばあちゃんが車いすを使っているので手伝っている。
- 知らない人にはなかなか声がかけれない。
- その場から逃げ出したことがある。



ノーマライゼーションと憲法（1時間）

②考える

- ノーマライゼーションと基本的人権の考え方を比べ同じことが分かり、「生まれながらにして持っている権利」について具体的に考える。

「くらしやすいまち」と権利・義務 国民主権（3時間）

- 全ての人々が「くらしやすいまち」にするためにひとり一人にある権利と義務を調べ、お互いの不断の努力が必要であることを考える。
- 国民主権につながっている権利や制度・仕組みを調べて分かる。
- 天皇のおもな仕事について知る。

平和主義について調べよう（1時間）

- 平和主義についての意味を調べ、平和への願いについて考える。

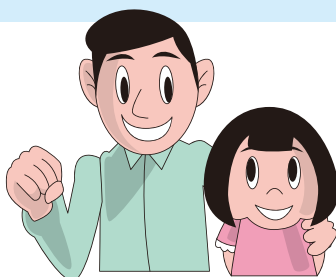
- 人によって幸せは全く違う内容だ。人の本音を聞くと気持ちが分かる。そこから何が必要か考えると幸せにつながる。
- 今まで子どもは大切にされ守られる権利があることを知らなかった。子どもの権利条約があるにもかかわらず、みんなが平等になっていないというのが現在の状況だ。
- 「国境なき医師団」の話をテレビで聞いた。世界を飛び回っているこの医師たちは、言葉では言い表せないくらいすごい。私は、今まで「何かやらなくちゃいけない」と思っていたても何もしていない。しようともしていなかった。行動に移せるってことは、すごいことだ。



ユニバーサルデザインについて考えよう（社会科2時間 総合1時間 計3時間）

- ユニバーサルデザインについて知る。
- 自助具の体験をする。
- 自分が見つけたユニバーサルデザインを発表する。
- 自助具の製作団体「バリアフリーかふか」

自助具ができるまでの過程や必要とする人の願い、使う人の喜びが自分の喜びとなる体験談



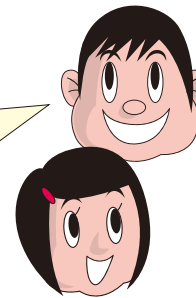
自助具を製作している人は、使う人から感謝されると感動するとおっしゃっていた。その感動がこの活動を続けられるもとではないかな。やっぱりどんな物より「心」が一番。私も家で何か工夫できることがないか探してやってみたい。

私が考える（感じた）福祉（総合1時間）

③表現する
④振り返る

- 日本国憲法の基本理念とみんながくらしやすい町づくりの具体的な活動を結び付ける。
- 自分にできる身近な行動について考えて、発表する。
- 社会福祉協議会から、自己犠牲や「してやっている」という考えを見直すための授業内容に変更するための相談・アドバイスをしてもらう

- 障害のあるなしじゃなく、困っている人を見つけたら声をかけるところから始めればいい。
- 私がしてあげるのではなく、自分たちのためでもあることが分かった。自分のやったことがいつか自分にかえてくると思う
- 私たちができることがたくさんある。周りを良く見て観察して、できることからやっていく。相手のことを認めて分かり合えるといい。



実践

福祉行事「フェスタ」への参加

※「フェスタ」は、いろんな人とふれあい、理解を深め、よりよい町づくりを目指している。

ボランティアクラブ

ボランティア活動についての学習後「子どものお店」を計画・実施

自分の作った雑貨が売れるか心配だった。工夫していっぱい売れた。うれしい。



ダンスクラブ

クラブで行っているヒップホップダンスの披露

ドキドキした。いっしょに踊ってくれる人もいた。精一杯できた。



お囃子クラブ

水口祭りに伝わるお囃子の披露
保存会の方の協力

水口で初めて参加した。拍手がうれしかった。またやってみたい。



放送委員会

取材活動・校内放送での番組制作

たくさんの人にインタビューできた。身体の大切さや命の大切さがわかった。



手品・マジック・ゲームクラブ

クラブで練習したテーブルマジックや風船芸の披露、ゲームコーナーの運営

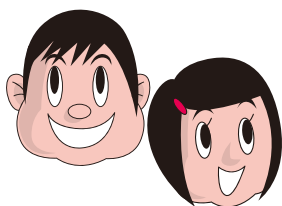
最後までがんばってできた。できないところもあったけど、大成功したと思っている。



P T A（人権文化部）

「子どものお店」の補助・参加呼びかけ

地域のいろんな人と自然にふれあえた。子どもたちは一生懸命だった。高齢の方や身体の不自由な方にも気を配っていた。いつもとは違う姿を見ることができた。

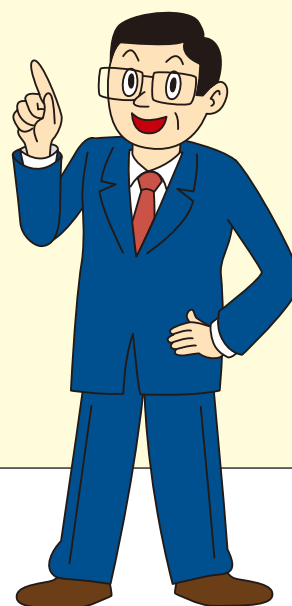


各時間ごとにも子どもたちの振り返りがあ
ります。
子どもたちの感想をぜひ参考にして下さい。

④振り返る

ひと口コメント

- フェスタへの参加は子どもたちの「参加してみたい」という意識や、先生や保護者の子どもたちに「人と関わる力」をもっと充実させていきたい願いが強まったことから始まりました。2007年度は、一つのクラブのみの参加で終わりましたが、2008年度にPTAが中心となり、クラブや委員会にイベントの参加を呼びかけました。また、全校児童に来場してもらえるように人権週間と関わらせて意義や内容を伝えていきました。つまり、子どもたちと一緒に取り組む「場」となったのです。
- 児童の実態の中に「いじめ」・「人のことなどどうでもよい」・「誰かがやる」・「周りに合わせていけばいい」がありました。この単元を学習して一定の意識を持つに至ったからといって、ただちに諸問題が解決するわけではありません。しかし、少なくとも自分や友だちの気づきを大切にすることや一つのことを考え続ける姿勢をもつことの大切さを伝えることはできたと考えています。
- 卒業しても、学年が違っていても「フェスタ」で出会うことを楽しみにしています。そして、自分がすぐ隣の人に心を通わせることやよりよい町をつくる一員である自覚ができたとき、この単元のねらいを達成できるのではないのでしょうか。
- 地域の子どもは地域ぐるみで育てるという意識を育んでいく意義も大きく含まれています。ふれ愛フェスタに参加した子どもたちの感想はどれも充実感や喜びにあふれています。しかし、教育課程外の取り組みであるため、全て有志であり、参加者は限られています。単なるイベントへの参加に終わることなく、ここでの意義をより多くの人に定着させていくことや参加の人数を増やし、地域教育の「場」として成立できるようにしていくことが今後の課題です。



※甲賀市立水口小学校 山口雅章教諭による

地域のさまざまな人々と連携しよう!!

—学校全体で福祉をテーマにした取り組みの活動—

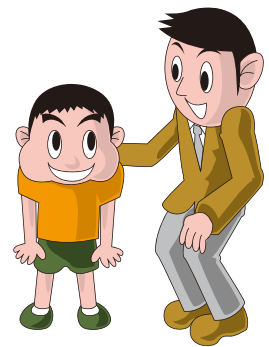
田園地帯で落ち着いた土地柄の能登川東小学校では、「心豊かでたくましく生きる子～自ら学び挑戦する子ども」を学校教育目標に、「一人一人が大切にされ、ともに人間らしく生きるために、互いを認め合い、思いやりの心を持ち、助け合っていく実践的な態度を育てる」をねらいとして、学校全体で福祉教育を推進してきた。

各学年の系統性を考えて福祉教育の計画を立て、誰もが命を輝かせて生きる存在であるとの認識を培うことを基本的な考え方として、前学年までの福祉体験を踏まえて実践に取り組んでいる。

【福祉教育計画表】

実践のポイント

- ①ボランティア活動とは何かを理解すること
- ②活動に深まりが見られたり、子どもたちが既体験を生かした体験ができること
- ③地域に根ざした福祉活動になること
- ④ねらいを明確に持ち、ある程度の期間にわたって、まとまった直接体験を行うこと
- ⑤子どもたちの6年間の育ちを学校としてとらえ、学校として長期計画（学年を越えた縦の関係）のもとで豊かな体験活動を行うこと



	1年	2年	3年	4年	5年	6年	福祉委員会
重点となる活動	高齢者との交流 異年齢交流	聴覚障害者との交流	障害者や高齢者との交流	高齢者との交流	保育体験	社会福祉施設との交流 シニア体験 ボランティア体験	社会福祉施設でのボランティア、募金・ペットボトルキャップ収集
テーマ	お年寄りや小さい子とふれ合おう	ほのぼのサークルの人とふれ合おう	お年寄りや障害のある友だちとふれ合おう	パタカラ教室のお年寄りや障害のある人とふれ合い、学ぼう	幼い子とふれ合い、やさしさを磨こう	さまざまな人との出会いを通して自己を見つめ自分の生き方を考えよう	福祉ボランティア活動 福祉教育の発信役
内容	幼稚園の子と遊ぼう（一日入学） お年寄りとふれ合おう（昔の遊びを学ぶ）	ほのぼのサークルの人と仲良くなろう（手話体験）	お年寄りとふれ合おう（昔の遊びを学ぶ） 手話体験 点字体験	パタカラ教室のお年寄りとふれ合おう シニア体験 アイマスク体験	幼い子とふれ合おう（保育体験）	能登川園のお年寄りと交流しよう（ボランティア活動） シニア体験	能登川園に花苗寄贈 ペットボトルキャップ収集

※パタカラ教室 - 高齢者の介護予防教室 ※ほのぼのサークル - 手話サークル

主役は子どもたち!! ～子どもたちが学び、子どもたちが考える取り組み～

能登川東小学校では、総合的な学習の時間（低学年は生活科）を使い、各学年において福祉教育に取り組んでいる。

例えば…

□幼稚園の子と遊ぼう！（1年生、5年生）

異年齢交流の取り組みとして、1年生は幼稚園児に小学校に来てもらい、手づくりおもちゃで一緒に遊んだりする。5年生は幼稚園に訪問し、一緒に遊ぶ。



普段は、誰かの支えにならないといけない自分が、小さい子と交流することにより、自分が何をすべきかを、自分自身で一生懸命考えるようになり、相手のことを考えられるようになります。

また、高学年が幼い子とふれ合う保育体験は、誰かの役に立つということもあるが、将来的なキャリア教育にもつながり、福祉的なボランティア精神を養います。

□ほのぼのさんと仲良くなろう！（2年生、3年生）

手話サークル「ほのぼの」のメンバーと交流し、聴覚障害を持った方と出会い、障害を理解し、手話を体験する。

□パタカラ教室のお年寄りとふれ合おう！（4年生）

高齢者の介護予防教室「パタカラ教室」を利用しているお年寄りと交流する。交流に先立って、まず「高齢者の体について知ろう。」とシニア体験を行った。子どもたちは、装具をつけた体の動きを丁寧に確かめたり、思うように動けないもどかしさを感じていたが、日常生活を振り返り、よりよい関わりへの意欲を持つことができた。高齢者になると、動きにくさや不自由さを感じることを、子どもたち自身が理解したうえで、交流の場では、子どもたちから「こういう人にはこういうことができる」、「こういうことでふれ合ってみたい」等といった提案があり、自分たちで体験したことを活かした計画を立てて、お年寄りと交流している。また、お年寄りからも「これは私たちにはできない」という声が出てきて、お互いのできる、できないなどの考えの中で交流を進めていく工夫をしている。

話が聞こえないと、ひとりぼっちになったみたいだ。ゆっくり大きな声で話しかけるようにするよ。



□学びのフェスタの開催（全学年）

毎年、子どもたちの学習や体験活動の発表の場のひとつとして取り組んでいる「学びのフェスタ」を開催している。

その中で、4年生が「全校の友だちや地域の人にも知ってもらいたい」との思いを持ち、本校の公開行事である「学びのフェスタ」で「ともに生きる」をテーマとしたシニア体験紹介を行った。子どもたちは、「安全にわかりやすく伝える」という目的を持ち、装具の装着の説明や方法・約束について進んで意見を出し合い、役割分担して会場運営することができた。学習のまとめでは、友だちと一緒にやり遂げた達成感と共に、「わかりやすく伝える」ことの大切さについて振り返ることができた。



社会福祉協議会に相談して、会場運営をする際のアイデアなどを出してもらいました。

社会福祉協議会では、シニア体験のプログラムの提案をしています。装具を体全体に付けると、ただ重いだけなので、部分的に付けて、どこが不自由なのかを体験してもらいます。体験したことを活かして、地域での交流の場や、その他の場面で活かして欲しいですね。



☐能登川園への寄付活動（福祉委員会）

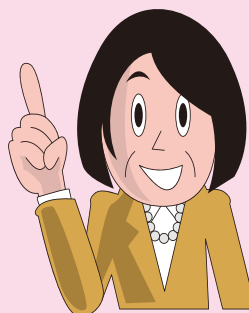
何か形に残るものをプレゼントしたいとの思いから、花の少ない冬に美しく咲くパンジーを、老人福祉施設である能登川園にプレゼントするため、福祉委員会の子どもたち全員で、パンジーを植え、世話を始めた。うまく根付かず枯れてしまう苗もあり心配したが、立派に咲かせることができ、クリスマスカードを添えて園にプレゼントした。園を利用している方々が次々と出てきては温かな笑顔でお礼を言ってくださる様子に、活動の喜びやその意味を感じることができた。

【先生からのひと言】

総合的な学習においては、高学年の活動として積み上げてきた学習を進めることで、「体験→思考→工夫した実践」へとつなげることの素地ができつつあります。学校外の人との関わり方がより楽しくなることで、成就感や満足感を得ることができました。

また、地域や関係機関・ボランティアサークルなどとの交流活動は、机上の学習ではできない幅の広い学習内容となり、様々な人と共に活動することは、互いに助け合い共に生きていこうとするやさしい心を育てることができつつあると思います。

福祉教育に取り組むとき、何かしたい、あんなことをしたいと思えば、社会福祉協議会に相談しています。何でも相談に乗ってくださり、一緒に考えながら、よりよい取り組みとなるよう支援していただいています。



困ったときは、社会福祉協議会にご相談ください



各市町には社会福祉協議会があって、福祉教育を担当している職員（コーディネーター）がいます。

どんな目的でどのようなことをしたいのか、具体的な計画をたてる前からでかまいません。社会福祉協議会に相談してみてください。

また、県社会福祉協議会にもボランティアセンターがあって、福祉教育に関する相談をお受けしています。お気軽にご利用ください。

社会福祉協議会が対応できること（一例）

※市町によって内容が異なりますので、ご確認ください。

- 福祉教育に関する企画から実施までのトータルな相談
- 社会福祉協議会職員の派遣
講演、ボランティア講座、車いす体験、点字体験、手話体験 など
- 社会福祉資源の情報提供、紹介
社会福祉施設、自治会などでの「ふれあいサロン」、障害当事者等の講師、ビデオ等教材 など
- 福祉教育の関わる地域でのネットワークづくり

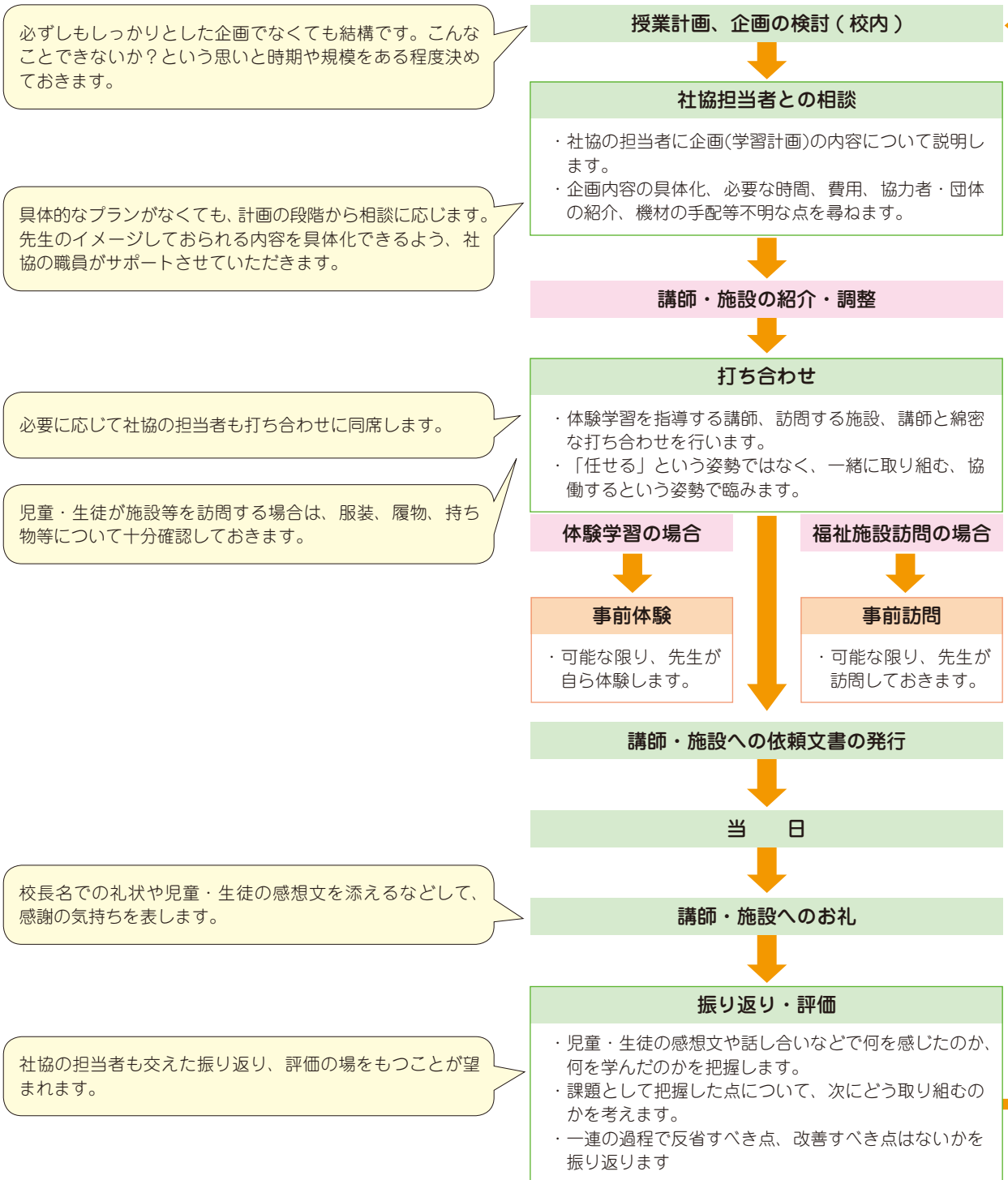


コーディネーターからのメッセージ

道徳、人権、福祉などの教育の中で、「どうしたらいいの?」と思った時ありませんか? そんな時、社協のボランティアコーディネーターへ、ぜひご相談ください。先生のイメージしておられる学習計画を具体化できるよう、私たちコーディネーターが、サポートさせていただきます。気軽に何でもお声かけください。お待ちしております。

社会福祉協議会への相談から実施までの流れ(例)

※年度当初に、年間計画を立てていただき、ご相談していただくと、ゆとりをもって、充実した計画が立てられます。
 ※少なくとも実施する2ヶ月前にはご相談ください。



コーディネーターからのメッセージ

限られた授業時間の中で、地域の特性と子どもたちの課題に即した福祉学習をすすめるためにも、私たちボランティアコーディネーターと一緒に相談しながら進めてみませんか?たとえば「社会科の中に、車いす体験を入れ、社会見学を実施」、発想の転換で「やさしさ育て」へとつながるかも知れません。身近なところに、社協のボランティアコーディネーターがいます。「できない」ことも「可能」になるかも…相談をお待ちしています。

この自己点検表は、福祉教育を豊かにするため、また進めやすくするための視点・ポイントについて記載しています。

必ずしも、全ての項目が整う必要はありません。より良い福祉教育を実践するためにご活用ください。

先生のための福祉教育自己点検表

●学校内部で

- 児童、生徒の成長過程に合わせて各学年で段階的に学びを深める福祉教育を年間プログラムとして組み込んでいますか？
- 学校長と福祉ボランティア担当の先生、学年主任、クラスの担任、また特別支援学級の先生が福祉教育に関する意識共有のための会議を定期的に持っていますか？
- 障害児童や不登校、いじめ等の問題と福祉教育（人権教育）を関連付けていますか？
- 新年度に前年度の福祉教育のプログラム、指導計画、課題等が引き継がれて、ステップアップできる仕組みになっていますか？
- 普通の学校教育の中に福祉的な視点を盛り込んでいますか？
- ボランティアクラブが学校にありますか？

●プログラムづくり

- プログラムを計画する際に、最寄りの社会福祉協議会に相談や情報提供を求めていますか？
- 社会福祉協議会や福祉施設等と十分な時間的ゆとりを持って打合せをしていますか？
- 施設体験をおこなう場合、事前に福祉施設職員との打合せをおこない、日時や受け入れ人数、服装や持ち物などについて調整をしていますか？
- 事前に施設を訪問し、施設の実状について職員から話を聴き、プログラムに反映していますか？
- 児童、生徒の思いや意見をプログラムに反映していますか？
- 福祉教育プログラムに保護者や地域住民が参加できるようにしていますか？
- 講師謝金や交通費などの予算を確保していますか？
- 講師や協力ボランティア、訪問先の施設に対して依頼状やお礼状を出していますか？
- プログラム全てを社会福祉協議会に任せてしまうのではなく、一緒に取り組む協働の姿勢を持っていますか？
- プログラム終了後に児童、生徒に感想文などを書いてもらい、実施前とどのような心の変容があったかを把握していますか？
- プログラム終了後に関係者と反省会をおこなっていますか？

●プログラムを発展させる

- 児童、生徒の自発的な活動につながるようにプログラム終了後のフォローアップができていますか？
- 総合的な学習の時間以外に、各教科・特別活動・道徳の時間と関連させて授業計画を立てていますか？

社協職員のための福祉教育自己点検表

●基本的な資機材の整備

- 体験プログラムのための基本的な機材（点字板やアイマスク、車いす）や教材（副読本やパンフレット、ビデオ）が整備され、貸し出しできますか？

●関係者とのネットワークづくり

- 関係機関（学校や教育委員会など）の連絡・相談窓口（担当者）を毎年明確にして、顔の見える関係作りをしていますか？
- 福祉教育関係者が集まって様々な課題を共有できるネットワーク会議や研修会の場がありますか？（例：福祉教育情報交換会）
- 教育委員会に社協が関わった福祉教育実施報告書を提出し、理解を深めるようにしていますか？
- ボランティアや障害当事者、地縁組織等、地域住民が参加できるような福祉教育プログラムを企画し、日頃から学習会や懇談会を開催していますか？
- 施設体験の際に福祉施設を訪ねて学習の様子を確認したり、普段から施設の受け入れ担当職員に情報提供をおこなったりしていますか？

●プログラムづくり

- 先生から相談があった際に事前打合せをおこない、先生が福祉教育で、子どもに何を学ばせたいのかを確認していますか？
- 短時間で体験のみといった学校側の考えに対して、福祉教育の目的や独自プログラムの提案、実施に際しての助言等を社協側から提示し、改善を促していますか？
- 地域に存在する生活課題や福祉課題に即した内容で独自のプログラムを企画していますか？
- 学校での福祉教育プログラム終了後、先生やプログラムに関わったボランティア、障害当事者と振り返りをおこない、改善に役立てていますか？
- 当事者の声、ボランティアの声をプログラムに生かしていますか？
- 事前学習～体験～振り返り学習といった基本的なプログラムづくりができていますか？

●学校外（地域）での福祉教育実践

- 学校以外に福祉教育実践の場がありますか？（例：子ども会活動、学童保育、NPO事業など）
- 学校での福祉教育プログラム終了後、児童・生徒の学びや気づきが、継続的な活動につながるように機会の提供や受け皿づくりをおこなっていますか？
- 課外活動の中でボランティアクラブなどの組織化を積極的におこなっていますか？
- 大人（地域住民）に対する福祉教育についても様々な機会を捉えて実施していますか？

●社協組織内部の連携

- 福祉教育＝ボランティアセンター担当職員の業務ではなく、社協組織そのものがおこなう地域福祉推進のための事業活動であることを上司（管理職）が理解していますか？
- ボランティアセンターと地域福祉担当職員が福祉教育で連携できていますか？
- 介護系職員や事業所との連携ができていますか？

滋賀県内市町社会福祉協議会一覧

社協名	郵便番号	所在地	電話番号
大津市社会福祉協議会	520-8530	大津市浜大津 4 丁目 1-1 明日都浜大津内	077-525-9316
彦根市社会福祉協議会	522-0041	彦根市平田町 670 福祉保健センター別館	0749-22-2821
長浜市社会福祉協議会	526-0037	長浜市高田町 12-34 社会福祉センター内	0749-62-1804
近江八幡市社会福祉協議会	523-0082	近江八幡市土田町 1313 総合福祉センターひまわり館内	0748-32-1781
草津市社会福祉協議会	525-0034	草津市草津 3 丁目 13-25 旧市役所庁舎内	077-562-0084
守山市社会福祉協議会	524-0013	守山市下之郷 592-1 福祉保健センター内	077-583-2923
栗東市社会福祉協議会	520-3015	栗東市安養寺 190 総合福祉保健センター内	077-554-6105
甲賀市社会福祉協議会	528-0005	甲賀市水口町水口 5609 水口社会福祉センター内	0748-65-6370
野洲市社会福祉協議会	520-2413	野洲市吉地 1127 中主ふれあいセンター内	077-589-4683
湖南市社会福祉協議会	520-3234	湖南市中央 1-1 社会福祉センター内	0748-72-4102
高島市社会福祉協議会	520-1121	高島市勝野 215 番地	0740-36-8220
東近江市社会福祉協議会	527-0016	東近江市今崎町 21-1 八日市福祉センター内	0748-20-0555
米原市社会福祉協議会	521-0023	米原市三吉 570 地域福祉センター内	0749-54-3105
安土町社会福祉協議会	521-1342	安土町上出 908-1	0748-46-2571
日野町社会福祉協議会	529-1602	日野町河原 1 丁目 1 番地 勤労福祉会館内	0748-52-1219
竜王町社会福祉協議会	520-2552	竜王町小口 4-1 福祉ステーション内	0748-58-1475
愛荘町社会福祉協議会	529-1313	愛荘町市 731 福祉センター愛の郷内	0749-42-7170
豊郷町社会福祉協議会	529-1161	豊郷町四十九院 1252 豊栄のさと内	0749-35-8060
甲良町社会福祉協議会	522-0244	甲良町在土 357-1 保健福祉センター内	0749-38-4667
多賀町社会福祉協議会	522-0341	多賀町多賀 221-1 総合福祉保健センター内	0749-48-8127
虎姫町社会福祉協議会	529-0141	虎姫町宮部 3445 福祉保健センター内	0749-73-2656
湖北町社会福祉協議会	529-0341	湖北町速水 1860 地域福祉センターさわやかホーム内	0749-78-2144
高月町社会福祉協議会	529-0262	高月町西物部 73-1 老人福祉センター内	0749-85-5700
木之本町社会福祉協議会	529-0423	木之本町千田 53 社会福祉会館内	0749-82-5419
余呉町社会福祉協議会	529-0515	余呉町中之郷 2434 余呉やまなみセンター内	0749-86-8109
西浅井町社会福祉協議会	529-0701	西浅井町塩津浜 1795 保健福祉センター内	0749-88-8181
滋賀県社会福祉協議会	525-0072	草津市笠山 7 丁目 8-138 県立長寿社会福祉センター内	077-567-3924

自分がかわる、子どもがかわる 先生のための福祉教育ガイド Vol.2 (実践編)

平成 21 年 (2009 年) 3 月

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会 (福祉教育ガイドブック検討会議)

〒 525-0072 滋賀県草津市笠山 7-8-138 滋賀県立長寿社会福祉センター内

TEL : 077-567-3920 FAX : 077-567-3923 <http://www.shigashakyo.jp/>

※無断掲載、複製を禁止します。